

異動届の書き方

《記入例》
転勤した時

年税額 54,700円		嘉手納工房で 10月分まで 徴収済 金額23,200円
月割額		
6月分	5,200円	
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	嘉手納設計で 11月分から 徴収 金額31,500円

給与支払報告書 にかかると にかかると にかかると
特別徴収 徴収 給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和元年11月2日 嘉手納 市町村長殿	給(特別徴収支義務者)と受給者	住所(居所)又は所在地 フリガナ カデナコウボウ 株式会社 嘉手納工房	郵便番号 904-0204	嘉手納町字水釜〇〇番地	※CD 現年度 新年度 両年度	特別徴収義務者指定番号 0010000111	宛番号(注1) 00001
給与所得者(異動者)					連絡者 係 人事課 氏名 嘉手納 一郎 TEL (098) 956-1111(内線)	異動年月日 元 年 10 月 30 日	
フリガナ カデナ サブロウ	生年月日 S41.7.27	(ア) 特別徴収税額(年税額) 54,700 円	(イ) 徴収済税額 6 月分 23,200 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 11 月分 31,500 円	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報	異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収	
受給者番号	個人番号	1月1日現在の住所 嘉手納町字嘉手納〇〇〇番地	現住所 同上		Cを○で開いた場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で開いてください。		

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※〇〇市町村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 〇 月分まで納入する
(〇 月 日納入)
給与又は退職手当等の支払予定日 一括徴収予定額(ウ)と同額 異動者印
円

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号
所在地 嘉手納町字屋良△△番地△
フリガナ カデナセッケイ
名称 嘉手納設計 株式会社
個人番号又は法人番号
連絡者 係 総務部
氏名 屋良 昇
TEL (098) 957-〇〇〇(内線)
月割額 4,500 円を 11 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までで支払の確定した給与の額等を記載してください。
1月1日以降退職時まで
の給与支払総額(賞与含む)
円
退職手当等の支払額(支払予定額)
円
社会保険料額
円
勤続年数
年 〇 月

- 一括徴収の理由がない
- 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
 - 異動の日が1月1日から4月30までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
 - その他 理由 ()

- ご注意
- 「宛番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。